

# 予防接種の償還払い（費用の払い戻し）制度

## 対 象 者

接種日時時点で富士吉田市民であり、

**里帰り出産**や**病気による長期入院**等のやむを得ない事情で  
市の指定する医療機関で予防接種ができない方

※病院が定める接種費用により全額助成にならず、  
差額分を医療機関へお支払いいただく場合があります。



## 対象となる予防接種

●定期接種...すべて対象

●任意接種...下記のとおり

こども：おたふくかぜ・小児インフルエンザ（10月～翌2月）

おとな：带状疱疹・障がい者インフルエンザ（10月～翌2月）

## 手続きの流れ

接種  
2  
週  
間  
前  
ま  
で  
に

### 1.医療機関で事前確認

(1) 接種医療機関で富士吉田市民が受けられること

(2) 予診票は富士吉田市のものを使用してよいこと ※定期接種の場合のみ

### 2.予防接種実施依頼書を申請

「予防接種実施依頼書交付申請書 ※HPでダウンロード可」

「本人確認書類（接種を受ける方）の写し」

「母子健康手帳の名前と予防接種記録がわかる箇所の写し ※こどもの場合」

### 3.予防接種実施依頼書の受取

接種  
当  
日

### 4.予防接種実施依頼書を持参し、接種を実施

接種費用は、医療機関で全額お支払いしてください。

### 5.請求に必要な書類の受取・保管

「予防接種を受けたことがわかる領収書」

「接種に使用した予診票の原本またはコピー」

接種  
日  
か  
ら  
1  
年  
以  
内

### 6.費用償還払の申請・請求

「予防接種費用償還払申請書兼請求書 ※HPでダウンロード可」

「予診票の原本又は写し」

「口座番号・口座名義等が確認できるものの写し」

※**接種日から1年以内**に申請してください。

期限を過ぎると対象外になります。

### 7.指定口座に助成額が振り込まれます

申請日から1か月程度で入金されます

定期接種・任意接種（市が助成するもの）を受けたい



指定医療機関で接種を受けてください

指定医療機関一覧

こどもの定期接種



インフルエンザ  
新型コロナ

10月頃  
お知らせ  
します

帯状疱疹



おたふく



接種後、助成額を引いた接種料金を  
医療機関へお支払いください（任意接種の場合）

里帰り出産や病気による長期入院などの  
やむを得ない事情で指定医療機関で受けられない方  
（県外での定期接種・富士北麓地域外での任意接種など）

裏面参照

委託契約  
（定期接種のみ）



償還払い制度



## 1. 医療機関に事前確認

- 富士吉田市と医療機関との予防接種委託契約を申請できるか（不可の場合は償還払いとなります）

## 2. 予防接種実施依頼書（契約用）を申請

「予防接種実施依頼書交付申請書（契約用）」

※HPでダウンロード可

「本人確認書類（接種を受ける方）の写し」

「母子健康手帳の名前と予防接種記録がわかる箇所の写し」

※こどもの場合

## 3. 契約完了後、接種を実施

※病院が定める接種費用により全額助成にならず、  
差額分を医療機関へお支払いいただく場合があります。

接種日より3週間前までに